

草津市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市職員の知識、経験等を第5次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に生かしていくことを目的として、草津市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(研究内容)

第2条 プロジェクトチームの研究内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くさつ2010ビジョンの現状分析に関すること。
- (2) 関係機関および他市町村の事例研究に関すること。
- (3) 主要プロジェクトの研究に関すること。
- (4) 総合計画の理念および基本的な仕組みの検討に関すること。
- (5) 基本構想の素案に関する意見提案に関すること。
- (6) 基本計画の素案に関する意見提案に関すること。
- (7) 総合計画のあり方および市民参加のあり方、職員参加のあり方の検討に関すること。
- (8) 総合計画の進行管理および行政評価システムとの連動等に関すること。
- (9) その他総合計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、20人以内の市職員で構成し、市長が指名する職員をもって充てる。

(座長および副座長)

第4条 プロジェクトチームに座長および副座長を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 座長は、プロジェクトチームを総理し、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じ招集する。

(職員の協力)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームに関する庶務は、政策推進部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

草津市告示第120号

草津市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱を次のとおり制定する。

平成20年6月10日

草津市長 橋 川 渉